

## アグリビジネスの強化を推進するための金融措置

平成18年 3月31日17経営第7210号農林水産事務次官依命通知  
改正平成18年 4月28日18経営第 348号  
平成20年10月 1日20経営第3733号  
平成27年 4月 9日26経営第3490号

### 第1 趣旨

本措置は、効率的・安定的な経営体を目指して、農業経営基盤強化促進法等に基づく認定に係る農業経営改善計画等を達成しようとする農業者が、農産物の高付加価値化や経営の多角化に取り組むために設立した法人による農産物の加工又は販売の事業（以下「アグリビジネス」という。）を行う場合に、当該法人がその事業を行うのに必要な施設を整備しようとする場合に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）から貸し付けることにより、アグリビジネスの強化を推進することを目的とする。

### 第2 貸付要件等

#### 1 貸付資金

本措置により貸し付ける資金（「スーパーW資金」と略称する。）は、公庫の業務方法書に定める農林漁業施設資金（主務大臣指定施設—農業施設）とする。

#### 2 貸付対象事業

本措置による貸付けの対象事業は、第3の認定に係るアグリビジネス強化計画に基づいて行う次の事業とする。

- (1) 農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、滞在型農園施設、農産物直売施設、農林漁業体験実習館及び農山漁村ふれあい体験宿泊施設の改良、造成又は取得
- (2) (1)に掲げる施設の改良、造成又は取得に関連して必要となる費用の支出

#### 3 貸付条件

公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。

### 第3 アグリビジネス強化計画の認定

- 1 本措置による貸付けを受けようとする法人（農業を営む者が設立する法人であって、次に掲げる要件を満たすものに限る。以下「アグリビジネス法人」という。）は、アグリビジネス強化計画（様式は農林水産省経営局長が別に定める。）を作成し、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）に対し、その認定を申請するものとする。

る。

(1) 株式会社にあつては、認定農業者が総株主の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式に係るものを除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有していること。

(2) 持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあつては、認定農業者が業務を執行する社員の過半を占めていること。

2 1に規定する「認定農業者」とは、次に掲げる計画の認定を受けた者とする。ただし、当該認定農業者が個人の場合は簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限るものとし、当該認定農業者が法人の場合はその構成員であつて、その法人の行う農業経営に従事する者を含むものとする。

(1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に規定する農業経営改善計画

(2) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画

(3) 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条に規定する果樹園経営計画

3 推進会議は、1の認定の申請に係るアグリビジネス強化計画が、次の要件のすべてに適合すると認められるときは、その認定を行うものとする。

(1) アグリビジネス法人の主たる取扱品目について、1の(1)又は(2)に掲げる認定農業者が生産するものが過半を占めていること。

(2) アグリビジネス法人の事業により、1の(1)又は(2)に掲げる認定農業者からの仕入量若しくは仕入額が5年間で概ね20%以上増加すること又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額とする。）が5年間で概ね15%以上増加すること。

#### 第4 融資実行後の措置

公庫は、アグリビジネス強化計画が確実に達成されるよう、同計画に記載した事業の進化のための取組の達成状況等を把握し、本制度の趣旨に即した取組が行われていないと認められる場合は、推進会議の意見を踏まえて適切な措置を講ずるものとする。